
[申請受け付けは終了しました]

活 動 助 成

募 集 要 項

令和3〔2021〕年度



趣旨

平和の実現は、私たち人類全ての願いです。

今日多くの国々で、多くの人々が平和への惜しみない努力を続けております。

にもかかわらず、現実には依然として問題が山積しており、これらの問題にいかに対処していくかが現代における私たちの課題であります。

平和を阻害する要因には、個人、家庭、地域社会、国家のレベルから、自然環境の問題に至るまで様々な要因が存在します。しかし、いずれにせよ問題の根底には人間自身のあり方が関係しているといっても過言ではありません。このようなときに、心の平安と寛容を説く宗教の役割もまた重要であるといわなければなりません。

庭野平和財団は、こうした視点に立って、宗教の相互理解と協力を促進するとともに、宗教的精神に基づいて平和社会実現のために積極的な取り組みを続けている人々の活動を支援し、連携を深めようとするものであります。従って、特定の宗教を支援するものではなく、諸宗教の独自性を相互に尊重し合い、寛容の精神を基本としながら、平和・共生の社会を実現することを目指したいと考えます。

本財団の活動助成は、宗教的精神に基づいて行われる活動を対象とし、広い社会からの参加をえて、これを積極的に奨励していくことを目的とするものであります。

* 当財団の活動助成の助成資金は、平成 16 年度より、立正佼成会・一食平和基金からの指定寄附によるものです。

助成の概要

1. 助成の対象分野

宗教的精神に基づいて行われる平和のための活動(A 又は B)を対象とします。

A. 宗教的精神に基づく社会・平和活動

宗教的精神に基づく社会活動とは、神仏への畏敬の念から発して、広く社会及び個人の生活における物心両面の福祉に寄与することを志向する活動を意味します。

具体的には、特定の宗教の枠を越えて展開されている平和のための教育・開発協力・環境保護・人権擁護・高齢化問題への対策等の活動を指します。

B. 地域で展開される草の根活動

様々な団体・個人が共に深い精神性をもって展開され、地域のエンパワメントを創生する活動に助成を行います。既存の枠にとらわれない、新しい価値観の創造を期待します。

具体的には、地域で展開される草の根の活動が、国内外の人々を助けることにどうつながるのかを意識する活動、つまり「地球的規模で考え、足元から実践する」活動を指します。

* 助成の対象として望ましいもの

- a. 本年度の「助成のねらい」に合致する活動
- b. 短期的あるいは長期的に平和の実現に直接関係する実践的な活動
- c. 活動の成果が、助成対象の分野あるいは他の分野の活動に波及効果を及ぼし、平和の実現に、先見的・創造的な示唆を与えるもの
- d. 予算規模が比較的小さな団体

* 助成の対象とならないもの

- a. 特定の宗教団体のための活動
- b. 特定の政治団体の理念に立脚した活動
- c. 営利を目的としている、あるいは活動の結果が直接営利に結びつくような活動
- d. 会議の開催のみを目的としている活動
- e. 出版事業（当財団の被助成者がその活動成果を刊行する場合は考慮します）
- f. 奨学金及び留学のための助成

2. 令和3年度の「助成のねらい」

『分断された社会の中の対話と協力』

平和を阻害する要因の一つに社会や人々の分断があります。

“社会や人々の分断”とは、人と人、人と社会、さらには人と自然、それぞれの中で和やかさと順調さが保たれ、調和がとれたあるべき良好な関係が、内的、外的な要因で、別たれ、途切れ、その結果、個々が孤立している状態であると考えられます。現代社会には、この分断によって多くの問題が生み出されているように見えます。

社会におけるそのような問題を解決するにあたり、庭野平和財団は、「共同体の力」と「社会実験的な方法による課題解決」に注目します。実際に人々が分断された状態にある共同体の中で、当事者たちの中での対話と協力がなされることを基本として、社会実験的な手法を積極的に用いながら問題の真の解決を目指すような活動を期待します。

ここで言う「社会実験的な手法」とは、次の一連のプロセスを含む方法、つまり「あらためてそれらの人々が抱える具体的な課題を調査し、分析すること」、「調査・分析をもとに、どのようにすればその問題の解決がなされるかの仮説を立てて試験的に実施をすること」、「実施によってその仮説を検証し、より効果的な問題解決の方法を導きだすこと」を指すものです。

今年度の公募助成では、(NPFは)分断の解決にむけてそのようにチャレンジする申請を求めています。

3. 助成の決定方法

申請書をもとに選考委員会が厳正な審査と選考を行い、助成先を決定します。
選考会議による審査・選考は毎年 1 回行われます。

4. 助成金額

助成金額は上限 100 万円までです。
また審査の結果、実際の助成金額が申請された額よりも減額されることもあります。

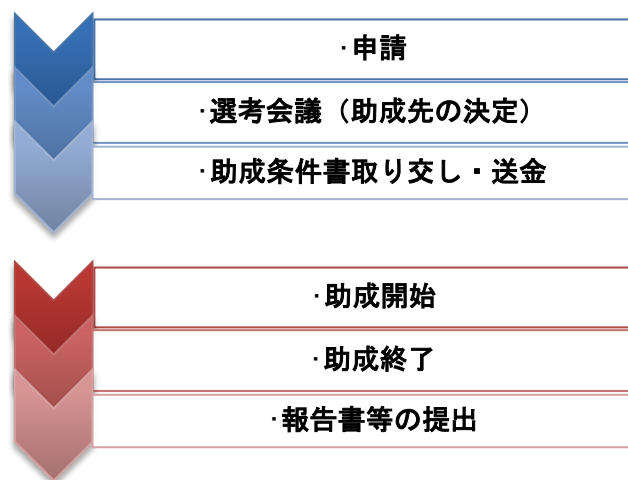
5. 助成期間

本財団が助成により支援する期間は 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）です。
継続して支援を希望することは可能ですが、この場合でも、新規に申請書を提出して頂き、審査がなされます。

6. 助成終了後に求められるもの（報告書等）

助成期間の終了後、活動報告書、及び会計報告書を提出して頂きます。

7. 助成の流れ（概要）



8. 日程

助成に関する日程は以下となります。

申請受付開始	令和3(2021)年9月22日
申請受付終了	令和3年10月22日(必着)(日本時間22日23:59)
選考会議	令和4(2022)年1月下旬
助成条件書取り交し・送金	令和4(2022)年3月末まで
助成開始	令和4(2022)年4月1日
助成終了	令和5(2023)年3月31日
報告書提出	令和5(2023)年4月31日(必着)

お問合せ

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1-16-9 シャンヴィラカテリーナ 5F

公益財団法人庭野平和財団 助成担当

E-mail: npfgrant@npf.or.jp